

北海道青少年健全育成審議会の公開について

1 会議の公開について

- (1) 北海道青少年健全育成審議会の会議は、北海道情報公開条例第26条により公開とする。
- (2) 北海道青少年健全育成審議会社会環境整備部会における会議は、有害興行、有害図書類の指定などに関わる審議で、特定企業等に不利益を及ぼすなどのおそれがあり、会議の公開は部会委員の自由闊達な発言に制約を及ぼす可能性があることから、北海道情報公開条例第26条ただし書きに基づき非公開とする。

なお、社会環境整備部会の会議の開催結果については、別途議事要旨を行政情報センターに配架し、公表する。

2 公開の方法

北海道青少年健全育成審議会の会議の公開に当たっては、別途「傍聴要領」に定めるものとする。

3 会議開催の周知

会議の開催予定に関し、道のホームページの活用のほか、報道機関への資料提供等の方法により、日時、開催場所、審議事項等について、周知するものとする。

参 考

- 北海道情報公開条例（平成10年3月31日北海道条例第28号）

第3章 情報提供の総合的推進

第2節 会議の公開

第26条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする。ただし、当該会議の審議の内容が許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することが適当でないと認められるときは、この限りでない。